

別表1（第4条及び第9条関係）

日常生活用具の種目及び性能等

種目	障害及び程度	性能等	耐用年数	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）、療育手帳A判定又は同等以上 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡(じょくそう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）、自力排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 上記障害と同程度の難病患者等	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	原則として付属テーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
	浴槽(給沸器を含む)	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	8年	91,000円
	浴槽(個別給付)	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	8年	58,300円
給沸器(個別給付)	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	8年	50,000円	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 常時介護を要する難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 (手すりをつけた場合5,400円加算)

自立生活 支援用具	T字状・棒状のつえ	下肢、体幹、平衡機能又は移動機能障害者 上記障害と同程度の難病患者等	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、片側の使用のみで歩行が十分な場合に利用するもの。 A 主体—木材（十分な強度を有するもの） 外装—ニス塗装 B 主体—軽金属 外装—塗装なし	3年	夜光材付とした場合は、422円(全面夜光材付とした場合は、1,236円)増しとする。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は267円増しとする。 A 2,266円 B 3,090円
	移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 上記障害と同程度の難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
	頭部保護帽	下肢、体幹、平衡機能又は移動機能障害者であって、歩行困難や歩行不安定である者 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児（者）・精神障害者 上記障害と同程度の難病患者等	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年	(レディメイドによる製品は下記の80%以内の額) A 15,656円 B 37,852円
	特殊便器	上肢障害2級以上、療育手帳A判定又は同等以上 上肢機能に障害のある難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	8年	83,160円
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、療育手帳A判定又は同等以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円
	音声キッチンスケール	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	28,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） 上記障害と同程度の難病患者等	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 上記障害と同程度の難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
	酸素ポンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者 上記障害と同程度の難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
	音声血圧計	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	10,000円
	視覚障害者用体温計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円
	発電機	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者等 ※人工呼吸器、電気式たん吸引機、ネブライザー（吸入器）のいずれかを使用している者であること	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの。	10年	110,000円
	人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者等 ※人工呼吸器を使用している者であること	使用している人工呼吸器専用のバッテリー（別売りの充電器及びインバーター等を含める）。 医師の意見書で人工呼吸器の使用を確認する。 ※基準額以内ならば複数台申請可能。	5年	100,000円
	外部バッテリー（ポータブル電源を含む）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者等 ※人工呼吸器、電気式たん吸引機、ネブライザー（吸入器）のいずれかを使用している者であること	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの。	5年	50,000円
動脈血酸素飽和度測定装置（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者で呼吸管理を要する者 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	障害者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍が測定できるもの（呼吸器機能障害以外の者は診断書により必要と認められる者）	6年	72,000円	

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 上記障害と同程度の難病患者等	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円
	テレビが聞けるラジオ	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	29,000円
	情報通信支援用具	上肢障害2級以上又は視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトであって、これらの使用により社会参加が見込まれるもの。	6年	150,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者 上記障害と同程度の難病患者等	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
	点字器	視覚障害者 上記障害と同程度の難病患者等	標準型 A 32マス18行、両面書 真鍮板製 B 32マス18行、両面書 プラスチック製	7年	点筆を含む A10,712円 B 6,798円
			携帯用 A 32マス4行、片面書 アルミニウム製 B 32マス12行、片面書 プラスチック製	5年	点筆を含む A7,416円 B1,699円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。） 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
音声ICタグレコーダー	視覚障害者2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	タグに音声録音でき、容易に物品の識別が音声によりできるもの。	6年	62,790円	

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円
	視覚障害者用読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 上記障害と同程度の難病患者等	視覚に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	8年	198,000円
	視覚障害者用時計	視覚障害3級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（聴覚障害者世帯及びこれに準ずる世帯） 上記障害と同程度の難病患者等	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 上記障害と同程度の難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900円
	人工喉頭	喉頭摘出により音声機能を喪失した障害者 上記障害と同程度の難病患者等	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。（付属品 気管カニューレ）	4年	5,150円 気管カニューレ付とした場合は3,193円増しとする
			電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。（付属品 電池・充電器）	5年	72,203円 電池又は充電器を含む
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者 上記障害と同程度の難病患者等	点字により作成された図書。	—	点字図書価格と一般図書購入価格相当額の差額相当分とする
	人工内耳スピーチプロセッサ(買替え)	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で医療保険の適用となる体外装置を装着後5年経過しているもの 上記障害と同程度の難病患者等	耳にかけたマイクから拾った音を電気信号にかえ、内耳の電極に無線で送るもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	350,000円 (電池、充電池及び充電器等付属品を含む)
人工内耳スピーチプロセッサ用電池	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で医療保険の適用となる体外装置装着後1年を経過しているもの 買替えにより体外装置を新たに装着した者にあつては、その装着後1年を経過しているもの 上記障害と同程度の難病患者等	装着する人工内耳スピーチプロセッサに適合するもの。	1年	30,000円 (電池、充電池及び充電器)	

排泄管理 支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋とする（ラテックス製またはプラスチックフィルム製）及び付属品とする。 ※付属品（皮膚保護ペースト／パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚粘膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）、ナイトドレージバッグ（夜間用蓄尿袋）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、穴あけ専用はさみ、消臭剤等）	—	月額 (付属品を含む) ・ 消化器系 8,858円 ・ 尿路系 11,639円
	紙おむつ等	高度の排便機能障害者 脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障害者 体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	—	月額 (付属品を含む) 12,360円
	収尿器	下肢又は体幹機能障害者であって、排尿障害（失禁）のある者 上記障害と同程度の難病患者等	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもの（ラテックス製又はゴム製） A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	1年 1年	A7,931円 B5,871円 A8,755円 B6,077円 簡易型は採尿袋20枚を1組とする
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者又は視覚障害2級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は下肢障害2級以上の者） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 ※身体状況、住宅状況等を勘案して市長が必要と認める場合に限る。	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、下記に掲げる用具の購入及び改修工事費 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾が必要）に限る。	1回限り	200,000円

- (注) 1 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 収尿器については、収尿器を清潔に保たなければならない時は、2個給付できる。